

久留米市立小学校小規模化対応方針【案】に対する 意見募集（パブリック・コメント）の結果について

平成30年7月30日（月）から平成30年8月28日（火）までの期間で、久留米市立小学校小規模化対応方針【案】についてパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集しておりましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、ご報告いたします。

なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しております。

1 提出方法

方法	人数・団体	意見の件数
持参	4名	40件
郵送	—	—
ファクス	2名・1団体	34件
電子メール	6名	17件
計	12名・1団体	91件

2 意見の内訳

区分	意見の件数
1 策定の趣旨等	3件
2 児童生徒数の推移・推計等	4件
3 学校の役割等	3件
4 小規模校の課題等	9件
5 学校規模の考え方	2件
6 対応の方策等	14件
7 留意事項等	21件
方針全体について	13件
その他小規模特認校関連	1件
その他地域振興策関連	8件
その他	13件
計	91件

3 意見の概要とそれに対する久留米市教育委員会の考え方

久留米市立小学校小規模化対応方針【案】に対するご意見の主旨と久留米市教育委員会の考え方は、以下（次頁以降）のとおりです。

久留米市立小学校小規模化対応方針【案】に対する意見及び市教育委員会の考え方

1 策定の趣旨等

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
1	個人	1 ページの「通学区域審議会答申では、」の段落と前の段落は、行を空けずに詰めた方が見やすいのでは。	ご指摘を踏まえ、必要な修正を行います。
2	個人	国の手引きでは最初のページに「地域住民の理解と協力を得て行うよう努める」とある。本方針でも最初に触れるべき。	本方針（案）1 2 ページに、小規模化対応の方策＝学校の統合という考え方を示した上で、統合の検討を進める際には、保護者や地域住民に周知して理解を得ることに努めていくことなどについて、記載しています。
3	個人	国の手引きなど、一般市民は関与していない。基本的な考え方など、趣旨からの説明が必要では。	本方針（案）1 ページに、本方針の策定の趣旨等について記載しています。

2 児童生徒数の推移・推計等

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
4	個人	人口減少や少子化により、クラス数が増えるのは想定外では。	本方針（案）2 ページのとおり、学級数（クラス数）は、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでいます。
5	団体	2 ページで、平成 30 年度と平成 36 年度の児童数を比較すると、小学校の児童数は増えているのに、複式学級校数が増えている。これは、学校間の児童数の偏りが顕著となることを示しており、「児童数 1000 人以上の学校や 30 人以下の学校など」など数値を明記すべき。	ご指摘を踏まえ、具体的な数値を明記するなど、必要な修正を行います。
6	個人	2 ページの表題「2 児童生徒数の推移・推計等」に、「本市の」を付け加えるべき。	本方針（案）は、全ての項目について、本市における状況や考え方等について、記載しています。
7	個人	2 ページに「平成 3 6 年度」、「平成 4 7 年度」の記載がある。元号が変わるので「6 年後」、「1 7 年後」などに修正すべき。	国において新しい元号が決まり次第、本市のその他計画等とあわせて、本方針における表記方法についても、検討します。

3 学校の役割等

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
8	団体	複式学級校では、豊かな自然を活かした、地域の人々に守られた、地域の行事をとりいれた教育がなされている。小規模校の良さを認めた上での表現とするよう、3ページに「複式学級ならではの効果ある手法をとりつつも、」と追記すべき。	小規模校の長所について、本方針（案）5ページに記載しています。また、小規模校だけでなく、各小学校において、久留米版コミュニティ・スクールを推進し、学校・家庭・地域が協働して、子どもたちの成長を支える学校づくりや地域コミュニティづくりに取り組んでいます。
9	個人	3ページでは6項目に分けて記述があるが、国、市の取り組みと、行の空白は、1箇所とすべき。	本方針（案）3ページでは、国の手引や、教育振興基本計画に関する内容など、国、市それぞれの取り組み内容に応じた段落で構成しています。
10	個人	3ページの「特に複式学級校は、教育上の課題が極めて大きく」などという強い記述があるが、その具体例は次ページ以降に挙げられている。ここにもイメージできる事例を挙げるべき。	複式学級校の課題は「4小規模校の課題等」に記載しているものの、本方針（案）3ページにはその明示がないため、ご指摘を踏まえ、記載箇所が分かりやすくなるよう修正を行います。

4 小規模校の課題等

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
11	個人	小規模校の子ども達は学力的にも問題は無く、評価などもされているし、特認校児童も元気に通学している。標準規模校（12学級以上18学級以下）よりも、小規模校の方が子ども達にとって、より良い環境と言えるのでは。	小規模校における長所や課題等の基本的な考え方は、「4小規模校の課題等」に記載しているとおりです。
12	団体	5ページに「本市でも4割程度の小学校が標準規模を下回っている状況にある。」とあるが、具体的な数字で示されると考えやすい。	ご指摘を踏まえ、本市の標準規模を下回っている学校数を明記するなど、必要な修正を行います。
13	個人	学校統合は先々、考えなくてはならない問題だが、小規模校の課題ばかり挙げられて、長所があまり記述されていない。また、統合後の課題についても全く考えられていない。	本方針（案）5ページに、小規模校の長所も記載していますが、ご指摘を踏まえ、内容が分かりやすくなるよう修正を行います。 また、統合に伴う課題に対応するために、「7留意事項等」に記載しています。

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
14	個人	実際の対象校での検討の参考として、小規模校と一般校で、「こどもの成長」などの項目ごとに、メリット、デメリットを表形式で整理すべき。	小規模校における長所や課題等の基本的な考え方は、「4小規模校の課題等」に記載しているとおりです。 ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。
15	個人	5ページから7ページの小規模校の長所や課題は、一般的である。実態などが見えない。生活実態調査の結果などで特筆すべきことはないのか。	
16	個人	7ページに「指導方法の向上・工夫改善等」との取り組みが記述されているが、市教育委員会や学校の取り組み、それぞれが教育活動の充実に努めていることを主張すべきでは。	本方針の内容だけでなく、市教育委員会や学校が取り組む各種施策などにも、ご理解いただけるよう努めます。 ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。
17	個人	小規模校には良い所がいっぱいあり、長所を伸ばす可能性は未知数である。短所は保護者、地域住民との協調性があれば解決できるのでは。	学校、家庭、地域が協働した学校づくりに取り組みながらも、子ども達の「生きる力」を育むために、子ども達同士の関係性において、一定の集団の中で、多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する環境など、より良い教育条件・教育環境を整えることは、教育委員会の第一義的な責務であると考えます。
18	個人	集団行動、人間関係が固定化され社会的経験の場が不足がちと言われるのは違う。誰が関わっていくのかが問題では。	
19	個人	集団活動や組織的活動が出来ないとされているが、机上論だけで考えているのでは。	本方針（案）は国の手引きに照らした内容としており、その国の手引きは、全国の実態調査を踏まえてまとめられたものです。

5 学校の規模の考え方

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
20	個人	学校規模について、外国の学説やWHOの考え方では、世界の流れは小さな学校、小さな学級が主流となっている。市教育委員会が目指す学校規模は世界の流れに逆行するものである。12学級以上18学級以下という標準規模は世界的に類を見ない規模で、適正規模とする根拠が見つからない。	市立小学校の設置や学級編制などの学校運営は、国において定められた各種法令等に基づき行っています。

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
21	個人	統合後の学校全体の生徒総数と1クラスの生徒人数の適正な人数は何人程度で考慮しているのか。	学級編制については、統合の具体的な内容が決定した後に、国の学級編制基準等に基づき、個別に検討します。

6 対応の方策等

(2) 検討の優先順位等

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
22	団体	9ページの今後、複式学級の発生が見込まれる学校について、近隣で他の統合の検討がなされる場合は、同じ地域で何度も統合が行われることは児童・保護者・地域住民に大きな負担を強いることになるので、併せて統合する方向で検討を進めるべき。	統合の具体的な内容は、別途、策定を予定している実施計画で決定します。ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。

(3) 小規模化対応の方策等

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
23	個人	区域外就学を認める「通学区域制度の弾力的運用」は、小中学校の序列化や過度の競争が進み、社会的差別が持ち込まれるのでは。	本市の通学区域の弾力的な運用においては、例外的な制度として、一定の要件を定め、そのルールに則って、運用しています。
24	個人	10ページから12ページまでの「(3) 小規模化対応の方策等」ア～ウの項目が長文で読みづらい。図を挿入するなど分かりやすくすべき。	この項目は、小規模化対応の方策等について、特に詳細な検討を行った内容について記載しています。ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。
25	個人	国の手引きには、統合の効果の見通しが挙げられている。本方針にもいくつか挙げるとイメージしやすいのでは。	統合の効果や、統合の方式、学校の名称など、統合における具体的な内容は、別途、個別に実施計画を策定していく中で、検討する予定です。
26	団体	統合にあたっては「編入統合」ではなく、「新設統合」が望ましい。校舎を新設することは財政的に無理なら、統合した学校の名称を新しくするなどの工夫をお願いしたい。	ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。

(4) 統合の検討を進めるための基本的な考え方

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
27	個人	統合した後は、適正規模となるのか。再統合の可能性があるのでは。	統合の組み合わせなど、統合における具体的な内容は、別途、個別に実施計画を策定していく中で、検討する予定です。
28	個人	同じ児童が何度も統合するのは、児童への負担を考慮すると避けるべき。	ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。
29	団体	廃校後の小学校の在り方については、地域住民への対応は、地域コミュニティ担当の部と十分に連携して行って欲しい。12ページに「統合後に廃校となる小学校の在り方については久留米市全体のまちづくりのあり方として考える必要がある。」と挿入すること。	本方針（案）14ページのとおり、統合の際には、地域コミュニティへの配慮や地域の拠点機能の継承などの検討を行います。その際は、市関係部局と緊密な連携を図ります。 また、12ページに「学校教育は（略）まちづくりのあり方と密接不可分であるといえる。」と、ご意見と同様の趣旨について記載しています。
30	個人	実際の対象校で検討した結果、協議が長期にわたる場合などには、現状維持も選択肢となるような検討フローを示すべき。	統合の時期や進め方など、統合における具体的な内容は、別途、個別に実施計画を策定していく中で、検討する予定です。 ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。
31	個人	実際の対象校での検討の際、他自治体の好事例（統合だけでなく小規模校の活性化状況）など、市民との間の信頼関係の下で話し合いが進められるよう積極的な情報共有をすべき。	統合の実施計画は、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。 その際には、他の自治体における先進事例等についても、調査・研究の上、
32	個人	少子化の中で、他市町村でも学校の統廃合が進んでいる。その事例を学び、本市の対象校の児童や保護者、地域住民が共に将来の見通しを持って歩き出せるよう、本方針の推進に当たっては十分な配慮をすべき。	参考とし、情報共有も図りながら、検討を進めていきたいと考えています。

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
33	個人	12ページで「(4) 統合の検討を進めるための基本的な考え方」としているが、「統合の検討のため」ではなく、「この案の推進のため」とし、本方針の最初に位置付けるべき。	本方針は小規模化の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるもので、統合を実施するには、別途、具体的な内容について、実施計画を策定し、進めていきます。 また、本方針(案)12ページは、具体的な統合を進める際における基本的な考え方について記載しているものです。
34	個人	統廃合が決まった場合、統合先の学校は選べるのか。	統合の組み合わせなど、統合における具体的な内容は、別途、個別に実施計画を策定していく中で、検討する予定です。 その策定の際には、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。
35	個人	統合する場合、12学級以上となる学校との統合なのか、又は近隣の学校との統合となるのか。	

7 留意事項等

(1) 主として教育委員会が留意すべき事項

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
36	個人	統合する際には、通学路の安全確保、スクールバスの確保、子供のメンタル面のケア、災害時の避難所等の機能の問題を明確にし、数字で判ることは数字で明確にすべき。	本方針は、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものとしており、詳細な事業に関する情報を記載するものではありません。
37	団体	小規模校の長所の継続をするために、13ページに以下を追加すること。 ウ 学習や人間関係の変化に対する変化への対応 少人数できめ細やかに行われていた学習指導をできるだけ継承し、個別のプログラムで個別ニーズに対応する学習のあり方や子ども一人ひとりの声に耳を傾ける教員と子どもの関係づくり、地域連携の行事など、その成果を共有できるように努めていく。	本方針(案)13ページの児童にとっての環境変化への対応は、基本的な考え方等を記載しているもので、統合に伴う具体的な教育課程などは、対象の個々の児童の状況やこれまでの取り組み内容等を踏まえて検討します。 ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
38	個人	小学校が統合する場合のスクールバスの運行についてどう考えているのか。	本方針（案）13ページのとおり、関係機関と連携しながら通学路の安全対策や、児童の実態や地理的な状況等を踏まえて、スクールバス運行等の通学支援を検討します。
39	個人	統合すると通学時間が延びることになり、リスクが増える。そのリスクを極力減らす手法について議論すべき。	
40	個人	統合校でスクールバスを運行する場合の交通事故の際の責任者は誰になるのか。	仮に、スクールバスなどの車両の運行による支援を実施する場合は、児童の安全確保が万全なものとなるように配慮することはもとより、万一運行中に事故があった場合は、運行主体となる市が責任を持って対応することになります。
41	個人	14ページの市関係部局について、通学路の整備等のハード面での整備に係る部局への連絡体制等を記載すべき。	本方針は、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものとしており、詳細な事業に関する情報を記載するものではありません。 通学の安全確保など、統合における具体的な内容は、関係機関とも協議しながら、別途、個別に実施計画を策定していく中で、検討します。
42	団体	スクールバスを利用しない時も考えられるので、経路の変更に伴い、児童の安心、安全な通学路の確保のためにも、13ページに「街灯、横断歩道や信号機、防犯カメラの整備等」を追加すること。	
43	個人	通学路の安全性について、県外の道路管理者などと打ち合わせをしているのか。	
44	個人	小規模校の課題について、対策前と対策後の効果について検証はおこなうのか。	本方針（案）13ページのとおり、個々の児童へのきめ細かな配慮や支援等を行うために、不安や悩みを把握するアンケートを逐次実施します。
45	個人	統合する場合、統合前に例えば週3日は統合予定校で授業を行うなど、段階的な移行期間があるのか。	交流学习の実施など、統合に伴う具体的な教育課程などは、対象校の状況等を踏まえながら、個別に検討します。
46	団体	親の不安や悩みに対する安心につなげるため、13ページに「その保護者に対しても統合予定校との交流を実施する。」を追加すること。	保護者ニーズへの対応は、PTA等とも連携しながら、必要な支援等について協議していく予定です。

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
47	団体	何故、統合に至ったのかについて、当事者である児童の思いを聞き、何故統合が行われるのかを丁寧に説明をし、児童が理解することが不可欠では。	本方針（案）13ページにありますように、児童にとっての環境変化への対応として、個々の児童へのきめ細やかな配慮や支援等を行います。
48	団体	統合に伴い児童に精神的な負担が生じないように、廃校になる学校の教員を統合後の学校に配置するなどの配慮はもとより、保護者・地域住民にも児童の気持ちに配慮することの重要性を充分理解してもらったうえで協議・調整に入りたい。	また、学校や、保護者と十分に連携しながら対応します。 ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。

（２）市関係部局において留意が必要となる事項

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
49	個人	14ページの市関係部局について、地域振興担当部局への連絡体制等を記載すべき。	本方針は、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものとしており、詳細な事業に関する情報を記載するものではありません。
50	団体	これまでの地域の学校づくりがすすめられてきた。今後も地域の子どもとコミュニティとの繋がりが継承されるように、14ページに「また、子どもは地域で育つといわれることから、子どもたちが地域と繋がり地域の教育力を継承することができるように支援を行う。」を追加すること。	本方針（案）12ページに、保護者や地域との協働によるまちづくりについて記載しています。 また、久留米版コミュニティ・スクール推進事業により、学校・家庭・地域が協働して、子どもたちの成長を支える学校づくりや地域コミュニティづくりに、今後も取り組んでいきます。
51	個人	地域コミュニティは存続できるのか。それに付随する社会福祉協議会、子供育成会、民生委員、老人会等の組織はどうなるのか。	本方針（案）14ページにありますように、統合を行う際には、市関係部局において留意が必要となる事項として、地域コミュニティへの配慮などを記載しています。
52	個人	コミュニティセンターが存続できない時は、行政区等も廃止になるのか。	今後も市関係部局と緊密な連携を図りながら進めます。
53	個人	コミュニティ組織等の存続が廃止になった時、地域としての過疎化が急速に進むことをどう考えているのか。	

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
54	個人	学校は地域の避難所としての利用価値があるが、廃校となったらどうなるのか。	本方針（案）14ページにありますように、学校施設が有している機能の継承は、市の各計画との整合性を図りながら検討を行います。 また、検討にあたっては、今後も市関係部局と緊密な連携を図りながら進めます。 ご意見につきましては、具体的な検討を進める際の参考とさせていただきます。
55	個人	廃校後の校舎の利用価値はあるのか。研修施設、学童保育施設、図書館施設、体育施設等で利用し、廃墟化しないようにしてもらいたい。	
56	団体	統合後も校区の範囲はそのままとして、廃校後の校舎・体育館などは地域コミュニティの施設として、防災、交流、高齢者や学童保育等の拠点として整備し、活用することで、地域住民にとってマイナスにならないように考慮してもらいたい。地域住民への対応は、地域コミュニティ担当部と十分に連携して行って欲しい。	

方針全体について

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
57	個人	小規模校の課題について、教師、保護者、児童へのアンケート等聞き取りの実績はあるか。その結果が方針（案）に反映されているか。	平成24年10月に、1学年1学級以下の小規模校の保護者等を対象に、「学校規模等に関するアンケート」を実施しました。 それを受けて、久留米市立小中学校通学区域審議会に、「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」を諮問し、その答申の内容を踏まえて、本方針（案）の協議を行っています。
58	個人	本方針（案）が、市周辺部の地域性を考慮し、子ども達や保護者、地域住民の為のものとなるよう、市政と市教育委員会にお願いしたい。	本方針は、児童にとってより良い教育環境を整備するために策定するものです。教育の充実向上を図ることは、地域にとってプラスの影響があると考えます。

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
59	個人	小規模校となる原因は、校区に魅力が無く、若い人が定着しないことにある。活気あふれる地域を創生するために、どのような施策をすべきかを市教育委員会から久留米市に提案すべきである。子ども達の為に地域に小学校は残すべき。	久留米市では、人口減少社会の進行などのこれからの時代の変化を見据えた、まちづくりが進められています。また、市教育委員会は、児童にとってより良い教育条件・教育環境を整え、義務教育の機会均等、教育水準の維持向上を図ることが、第一義的な責務であると考えています。 ご意見につきましては、具体的な検討を進める際の参考とさせていただきます。
60	個人	国の手引き等に基づき、久留米市の対応、取り組みを記述されている流れは分かりやすいが、特に本市における課題はもっと具体的な記述をすべき。	本方針は、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるもので、一般的な課題等を記載しており、個別の具体的な課題等は、別途、実施計画を策定していく中で、整理する予定です。
61	個人	市教育委員会のこれまでの経緯や取り組んできたことが挙げられているが、このような内容も入れて、現在までの取り組みを明確にすべき。	統合における具体的な内容は、別途、個別に実施計画を策定していく中で、検討する予定です。 その策定の際には、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。
62	個人	小規模校の良さや課題について、児童や保護者、教職員がどのような意識を持っているは重要である。本方針の推進においては、個別に把握してそれらを役立てていくべき。	ご意見につきましては、具体的な検討を進める際の参考とさせていただきます。
63	個人	小規模校がある地域に居住しているが、児童、保護者、地域住民は大変満足しており、統合ではなく、存続してもらいたい。実際に通う児童と地域の声をしっかり受け止めてもらいたい。	
64	個人	通学区域審議会を踏まえとか国の手引きに照らしとかの記述があるが、実際に地域の事を調べてからにすべき。一般論だけで、その実情を全く理解されていない。地域住民の意見を無視して進めるべきではない。	

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
65	個人	小規模校がある地域に居住しているが、昔から少人数で育ってきたが、立派な人材も輩出し、切磋琢磨して、集団においても問題ないし、特別劣っているとは思わない。	本方針（案）5ページから7ページに記載している小規模校の課題等は、特定の学校に関する事柄について記載しているものではなく、一般的な事項として記載しているものです。
66	個人	久留米市の教育分野では市内間で学校規模に大きな差が生じており、一部の子ども達にとって、教育環境が悪化し無視できないレベルの差が生じている。	本方針（案）2ページのとおり、これまで本市の児童生徒数は全体的に減少し続けていますが、一方で学校間の児童数の偏りが顕著となっています。また、将来にわたって、義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図るためにも、小規模化への対応が必要であると考えています。
67	個人	これからの激動の時代にあっては、様々な人と接し、多様な価値を認め、協力し、学ぶための場を確保すべきだが、小規模校では、通常の学校で体験できる学びが経験できない。将来を担う子供たちが学ぶ環境を整える責務が市教育委員会にはあるのでは。	市教育委員会が掲げる教育目標である「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を達成するためにも、子供たち同士の関係性において、一定の集団の中で、多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨するような教育環境を整備しなくてはならないと考えています。
68	個人	小規模化の対応は今、取り組むべき時機である。方針内容に賛同し、久留米のあらゆる子どもにとって不利にならないような学校の規模＝教育環境の確保をお願いしたい。	また、義務教育の機会均等、教育水準の維持向上を図るためにも、今後、小規模化の課題に対応していかなければならないと考えています。
69	個人	学校規模等に固執するが、決められた事でどうにもできないと考えているのでは。	統合における具体的な内容は、別途、個別に実施計画を策定していく中で、検討する予定です。 その策定の際には、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。

その他小規模特認校関連

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
70	個人	小規模特認校制度による児童や保護者は、小規模校のきめ細かな教育、地域との共生に魅力を感じて通学しているが、統合したらどうなるのか。	市教育委員会では、平成25年度に一定の条件の下で、区域外からの通学を許可する小規模特認校制度を導入しました。 今後、具体的な統合を進める際には、個々の児童の意向を聞きながら状況等に応じて、個別に対応を行います。

その他地域振興策関連

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
71	個人	学校が統合すると地域活動が弱体化することになり、その対策も議論してもらいたい。	本方針（案）14ページにありますように、統合を行う際には、市関係部局において留意が必要となる事項として、地域コミュニティへの配慮などを記載しています。 今後も市関係部局と緊密な連携を図りながら進めます。
72	個人	小学校は行事や存在することが、安心や活力となり、高齢者や農業従事者なども含め、地域結束の原動力などになっている。その効果が失われることへの対策も議論してもらいたい。	
73	個人	地域の治安は「地域の目」が保護者の安心に繋がっている。統合後、放課後の過ごし方が変化することに経済的にも精神的にも不安がある。その対策についても議論してもらいたい。	本方針（案）12ページに、保護者や地域との協働によるまちづくりについて記載しています。 また、久留米版コミュニティ・スクール推進事業により、学校・家庭・地域が協働して、子どもたちの成長を支える学校づくりや地域コミュニティづくりに、今後も取り組んでいきます。
74	個人	「地域住民の学校運営への参画」と地域に開かれた学校づくり」をより力強く推進していく必要があるのでは。	
75	個人	小学校が無くなれば、若い世代はいなくなり、高齢化が進み、将来性がなく、町は崩壊しかねない。周辺部も中心部と同様に配慮し、活力、魅力あるものにするのが、住みやすさ日本一に繋がる。	

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
76	個人	過疎地域の学校を統合して生徒数は確保できても、地域の人数は増えないので長期的な視野に基づき、子供がいる世帯に行政の補助を導入して誘致活動を行い地域経済の活性化はできないのか。	久留米市では、「久留米市キラリ創生総合戦略（久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を策定し、人口減少社会の進行などのこれからの時代の変化を見据えた、まちづくりが進められています。その具体的な施策として、移住・定住促進策が進められており、転入ファミリー一定住奨励補助金や通勤定期利用補助金の支給などが実施されています。
77	個人	標準規模以上の学校は、市街化区域内にあり、小規模校以下の学校は、殆どが市街化調整区域内にある。市外化調整区域では厳しい規制があり、単に児童数だけで小規模校だから統廃合するというのは、公平性に欠け、短絡的であり、一方的であり納得できない。小学校校区ごとに、全面積に占める宅地の割合を資料として添え、地域性を考慮すべきでは。	久留米市では、人口減少社会の進行などのこれからの時代の変化を見据えた、まちづくりが進められています。また、市教育委員会は、児童にとってより良い教育条件・教育環境を整え、義務教育の機会均等、教育水準の維持向上を図ることが、第一義的な責務であると考えています。 ご意見につきましては、具体的な検討を進める際の参考とさせていただきます。
78	個人	原因は自治区にもあるが、国、県、市は中央のみの豊かさしか求めず、広範囲での施策を実施してこなかった事が、今の現象に繋がっているのでは。	

その他

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
79	個人	（小規模校では）地域と学校の繋がりは密であり、子ども達は地域の方々に育てていただいている。下校時の見守りなどの活動や、農業体験をはじめとした地域行事の実施、学校と地域が共催した運動会など、子ども達は地域によって育まれているが、行政が主導してきたことでは。	本方針（案）12ページに、保護者や地域との協働によるまちづくりについて記載しています。 また、久留米版コミュニティ・スクール推進事業により、学校・家庭・地域が協働して、子どもたちの成長を支える学校づくりや地域コミュニティづくりに、今後も取り組んでいきます。

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
80	個人	小規模校の統廃合が進むと、教育訓練の場が無くなり、先生達の小規模校でのOJTの機会を失うなど、先生達にとっても良いことではない。	小規模校の統合にかかわらず、本市の教職員に必要な指導力を確保するよう、今後も研修の充実に取り組みます。 ご意見につきましては、具体的な検討を進める際の参考とさせていただきます。
81	個人	関係機関と連携して廃校による地域経済の損失と統合による学校行政の利益を数値化すべきでは。	本方針は、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものです。 経済的影響を算出することは予定していません。
82	個人	福岡市では統合問題について、議事録の展開がされているようですが、久留米市では議事録の展開を検討しないのか。	P T Aや地域の方々への説明の際に出されたご意見や、市教育委員会の考え方について、今後、取りまとめを行うことにしています。
83	個人	本方針の調整会を週末に地元で開くことはできないか。	今後の進め方等については、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等しながら、検討する予定です。
84	個人	「退職教員（OB）、外部講師の積極的有効活用」、教員免許状の「総合・弾力化」なども推進してはどうか。	ご意見につきましては、今後の久留米市における教育行政を進める際の参考とさせていただきます。
85	団体	学童保育所は、スクールバス等の運行や長期休み時の利用の際、児童や保護者への送迎の負担等も考えられるため、統合前の校区での学童設置を望む。難しい場合は、保護者任せではない送迎方法等を検討して欲しい。	統合に伴う放課後の学童保育所の取り扱いについては、所管部局と連携し、保護者等と協議しながら、検討していく予定です。 ご意見につきましては、具体的な検討を進める際の参考とさせていただきます。

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
86	団体	<p>少子化に伴い、小規模校が統合されることは、理解できるが、児童への教育的配慮が削られることなく、手厚くなるように配慮を望む。例えば通級教室等の設置である。現在市内に4カ所あるが、近隣にある場合は通うことが可能でも、遠い場合は通級が難しく、指導をあきらめている保護者もあり、統合にあたっては、通級教室の設置を要望する。</p> <p>同様に、不登校児や少人数の個別の指導が望ましい児童の学校を設置するなど、個々の成長に合わせた教育が受けられるよう、一人ひとりの子どもが尊重されるような配慮を希望する。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の久留米市における教育行政を進める際の参考とさせていただきます。</p>
87	個人	<p>全国的な少子化傾向にあっても、2ページの児童数推計の表では児童数が減らない見込みであることは、久留米市は医療が充実するなど子育てしやすい街として子育て世代の評価が高いといえる。</p>	<p>久留米市では、地方創生の取り組みとして、「久留米市キラリ創生総合戦略（久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」に掲げる施策や事業などを実施してきた結果、近年、人口は微増傾向にあり、小学校の児童数も市全体としては、増加しています。</p> <p>子育て世代にとって、関心が高い学校教育について、今後も更に充実させることが、まちの魅力の向上に繋がるものと認識しており、市教育委員会でも教育行政の推進に努めていきたいと考えています。</p>
88	個人	<p>統合の編制基準はあるが、なぜこのような法律があるのか。職員定数を増して環境整備ができないのか。何でも国、県に従うのではなく、独自の施策をすべきでは。</p>	<p>市立小学校の設置や学級編制などの学校運営は、国において定められた各種法令等に基づき行っています。</p> <p>その制度の下で、学級編制においては、各学校の課題に応じた少人数学級編制などを実施しています。</p>

No	意見者	意見概要	市教育委員会の考え方
89	個人	未来を担う子供たちにはマンパワーが必要であり、職員定数を改善せずに、地域により負担を強いているのでは。	教職員の配置に関しては、国が定める「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」などに基づいて、決められています。
90	個人	行政は何故職種を限定するのか。多能化し教職員を配置することで解消することはできないのか。予算上できないとするなら、その理由は。子どもの育成の教育優先は絶対条件では。	
91	個人	国、県が複式学級にした背景は。教育を充実させると法律に記載されているが、何故、運用面で発生したのか。	複式学級の編制基準など、学級編制に関しては、国が定める「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」などに基づいて、決められています。

久留米市立小学校小規模化対応方針【案】の P T A ・地域学校協議会説明会の結果について

久留米市立小学校小規模化対応方針【案】について、市内小・中学校P T A 役員や小規模校の保護者等を対象とした説明会を開催した際、出席者から出されたご意見とその考え方がまとまりましたので、ご報告いたします。

なお、その内容につきましては、一部要約しております。

1 説明会日程

実施日	対象団体	参加人数
7月20日	○市内小・中学校P T A 役員 ○小規模校の保護者 ○小規模校の地域学校協議会委員	延べ168人
7月25日		
7月30日		
7月31日		
7月31日		
8月9日		
8月21日		
8月22日		
8月27日		

2 意見の内訳

区 分	主な意見の件数
1 策定の趣旨等	2件
2 児童生徒数の推移・推計等	1件
3 学校の役割等	3件
4 小規模校の課題等	8件
6 対応の方策等	15件
7 留意事項等	6件
その他学校存続要望関連	6件
その他小規模特認校関連	6件
その他地域振興策関連	3件
その他	8件
計	58件

3 意見の概要とそれに対する久留米市教育委員会の考え方

久留米市立小学校小規模化対応方針【案】に対するご意見の主旨と久留米市教育委員会の考え方は、以下（次頁以降）のとおりです。

久留米市立小学校小規模化対応方針【案】に対する意見及び市教育委員会の考え方

1 策定の趣旨等

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
1	策定の趣旨にある「生きる力」とは、どのようなものか。なぜ小規模校では「生きる力」を育むことができないのか。	「生きる力」とは、知・徳・体のバランスのとれた力のことを示しています。 集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましく、「生きる力」をより育みやすくなるものと考えます。
2	策定の趣旨にある「子どもの社会性育成機能の低下」は、どういうものか。学校規模に関わりなく生じている地域の問題では。	「社会性育成機能」とは、「人が集団をつくり、人と関わりながら生活をしようとする基本的な人間の性質を育む役割」のことを示しています。今般の地域コミュニティの衰退、核家族の増加と子どもの数の減少等、様々な背景の中で、家庭や地域における「子どもの社会性育成機能」が低下していると言われております。ご指摘のとおり、小規模校のみならず全ての学校にあてはまる背景であると認識しております。

2 児童生徒数の推移・推計等

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
3	方針案の内容は理解できる。 各学校の今後を具体的に考えるために、近隣の学校を含めた児童生徒数の推計値を提示してもらいたい。	ご意見につきましては、今後、市立小・中学校の適正規模・適正配置の検討を行う際の参考とさせていただきます。

3 学校の役割等

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
4	「集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことを通じて思考力、判断力、表現力などを育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っている。」は、学校規模には関係がない。	ご意見のとおり学校規模に関係なく、学校の果たすべき役割について記載したものです。

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
5	「物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視するとされている。」も同様に、学校規模に関わらず必要なものでは。	ご意見のとおり学校規模に関係なく、学校の果たすべき役割について記載したものです。
6	「未来を担う子どもたちに、よりよい教育条件・教育環境を整備することは、教育委員会の基本的な責務である。」とあるが、根拠は何か。画一的ではなく、地域性を持たせることが重要では。	市教育委員会では、学校・家庭・地域が協働して子どもたちの成長を支える学校づくりに取り組んでおります。ご意見のとおり、今後も地域の特性に応じた取り組みを推進してまいります。

4 小規模校の課題等

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
7	方針（案）にある複式学級の課題は、実態と異なると当該校の保護者は感じている。 複式学級では、教員の直接指導が半分に制約されるが、その間、子ども達自身で学習を進めていくため、常に主体的に授業に参加している。大変良い教育環境だと思う。	現在、小規模校においては、家庭や地域の支援を受けながら、小規模校のデメリットを最小化するための取り組みを行っています。 しかしながら、児童数が少なくなっていることに起因する学習面・生活面・学校運営上の課題は、学校の懸命な取組をもってしても、不可避かつ克服できないものであり、学校の努力による対応では限界があると考えています。
8	小規模校より大規模校の方が課題が大きいと思う。大規模校にはどのような課題があるのか。	大規模校において、一般的には、1人1人が活躍する場や機会が少なくなるなどの課題が生じる可能性があると言われております。 今後、少子化が進む中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」を育むことができる学校教育を保障する観点から、小規模化する学校の課題は、より深刻であるため、対応についての検討を行うものです。
9	複式学級は、相対的に学力が低いのか。	複式学級に在籍する児童が、通常学級の児童に比べて学力が低いという調査結果はありません。複式学級校においては、相対的に、集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいという面があり、大きな課題であると認識しています。

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
10	本方針（案）の文章は、小規模校のイメージを悪くする。複式学級校や小規模校は、良い面もたくさんあることを、記載すべきでは。	本方針（案）に、小規模校の長所も記載していますが、ご指摘を踏まえ、内容が分かりやすくなるよう修正を行います。
11	複式学級に課題があるという考えには納得できない。学校の先生が不足しているから統合するのでは。本当の事情はどうか。	子ども達の「生きる力」を育むために、子ども達同士の関係性において、一定の集団の中で、多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する環境など、より良い教育条件・教育環境を整えることは、教育委員会の第一義的な責務であると考えます。
12	小規模校では、集団同士での競い合いの機会は少ないが、個人同士で競い合うことはできる。このような活動をたくさん取り入れたらよいのでは。	ご意見のとおり、個人同士の競争と高めあう環境は非常に重要なことですが、小規模校では、集団での教育活動が制約されることとなるため課題があると認識しています。
13	「複式学級の課題は、学校の努力による対応では限界あると言わざるをえない。」という記載は、教員の数のことだけなのか。結論付けが早すぎるのでは。	<p>現在、複式学級校では、児童が少ないことから生じる課題を最小化するために、家庭や地域の支援を受けながら様々な取組を行っています。</p> <p>子ども達の「生きる力」を育むために、子ども達同士の関係性において、一定の集団の中で、多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する環境など、より良い教育条件・教育環境を整えることは、教育委員会の第一義的な責務であると考えます。</p> <p>このような児童数が少ないことに起因する小規模校の課題は、「学校の努力による対応では限界があると言わざるをえない」と記載しているものです。</p>
No	意見概要	
14	小規模校の良さはあるが、複式学級は避けなければならないと思う。	

6 対応の方策等

(3) 小規模化対応の方策等

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
15	大規模校の課題を解決するために大規模校の児童を小規模校へ受け入れてはどうか。	通学区域制度の弾力的運用の一つとして、区域外からの通学を認める特認校制度がありますが、居住地の学校に通うことが原則であり、学校・家庭・地域が協働して子どもたちの成長を支える学校づくりに取り組んでいます。このため、通学区域制度の弾力的運用は、例外的な制度として、一定の要件を定め、そのルールに則って、運用しています。
16	小規模化対応の方策は、統合の他にないのか。	統合の他に、通学区域の変更、小規模特認校制度の活用が考えられますが、小規模化対応の方策は、学校の統合であると考えています。
17	小規模化対応の方策は統合ではなく、小規模校を存続させた上でどのように小規模校の課題を解決していくか、を検討すべきである。	子ども達の「生きる力」を育むために、子ども達同士の関係性において、一定の集団の中で、多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する環境などを整えることは、学校などの努力による対応では、限界があると考えます。
18	方針案の説明の中で、「もし統合になったら」ということを言われたが。これは統合ありきの話ではないのか。統廃合は、無いと思ってもよいのか。	本方針は小規模化の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるもので、統合を実施する際には、別途、具体的な内容について、実施計画を策定し、進めていきます。その策定の際には、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。
No	意見概要	
19	一番考えなければならないのは、将来にわたって子どもが育っていくための、教育環境だと思う。いろいろな友人と交流してこそ心が豊かになるものであり、一定規模の児童数が必要になると思う。いずれは統合が必要だと思う。	

(4) 統合の検討を進めるための基本的な考え方

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
20	統合の実施時期をできるだけ早く示してほしい。例えば、1年以内に統合ということがあるのか。	本方針は小規模化の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるもので、統合を実施する際には、別途、具体的な内容について、実施計画を策定し、進めていきます。その策定の際には、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。また、統合実施までには、少なくとも1年間の準備期間が必要であると考えています。

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
21	卒業生の写真、卒業制作の作品等は統合後も残しておくか。	統合後の学校備品等の具体的な取り扱いにつきましては、保護者や地域住民等との協議・調整を経て決定します。
22	統合は小規模校同士で統合しても児童数は適正規模にならないため、意味が無いと思う。	統合の組み合わせなど、統合における具体的な内容は、別途、個別に実施計画を策定していく中で、検討する予定です。 ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。
23	統合ではなく、適正規模校の分校として、通常は小規模校で学び、学校行事のみ適正規模の学校で経験させる、という方法もあると思う。	ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。
24	距離が近い、大川市や佐賀県の学校との統合を考えるべきだと思う。	
25	統合の相手校を、選択することができるのか。	統合を実施する際には、別途、具体的な内容について、実施計画を策定し、進めていきます。
26	統合に際しての協議は、保護者、地域住民、卒業生にも声をかけてもらって、説明をしてほしい。長いスパン、10年位はかかると思う。	その策定の際には、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。 ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。
27	将来推計の児童数がこれだけ少ないなら、統合するしかないと思うが、地域に納得してもらうことが大切だと思う。弱い人の意見を聞きながら、不安のないやり方で進めてもらいたい。	ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。
28	今後、保護者への説明会等については、仕事等当事者の都合を考慮し、土・日に開催してもらいたい。	
29	地域住民は、小・中を含めて小規模化が進行していることは承知している。他自治体が行った際のメリットやデメリットについても情報を収集し、参考にしてもらいたい。	統合の実施計画は、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。 その際には、他の自治体における先進事例等についても、調査・研究の上、参考とし、情報共有も図りながら、検討を進めていきたいと考えています。

7 留意事項等

(1) 主として教育委員会が留意すべき事項

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
30	統合後の通学路の整備が必要である。例えば、佐賀県を通る必要がある場合、通学路の整備は可能か。	現在、市立小中学校の通学路の安全対策については、久留米市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携して進めています。学校統合後も同様に、通学路の安全確保に努めてまいります。 仮に佐賀県の道路等に危険箇所がある場合も同様に取り組みます。
31	小学校が統合する場合、スクールバスは運行されるか。	本方針（案）のとおり、関係機関と連携しながら通学路の安全対策や、児童の実態や地理的な状況等を踏まえて、スクールバス運行等の通学支援を検討します。
32	小規模校は、いじめの発生率は低いと思う。少人数の方が目が届きやすく、命の安全が守られている。子どもの安全安心面も十分に配慮して進めてもらいたい。	市教育委員会では、「安全・安心な学校づくり」に取り組んでおり、市内全校において不登校やいじめ問題への対策を行っています。今後も全ての学校において、安心して学び、楽しい学校生活を送れるよう指導の充実を図ってまいります。

(2) 市関係部局において留意が必要となる事項

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
33	小学校の統合に関して、地域の意見が分かれて、後々わだかまりが生じることがないように、最大限のケアをお願いしたい。	本方針（案）のとおり、統合を行う際には、市関係部局において留意が必要となる事項として、地域コミュニティへの配慮などを記載しています。
34	小学校が統合したら、校区コミュニティはどうなるのか。コミュニティへの配慮は、口先だけでなく必ず実行してもらいたい。	今後も市関係部局と緊密な連携を図りながら進めます。 また、統合の実施計画は、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。
35	統合後に学校は残すのか。	学校施設が有している機能の継承は、市の各計画との整合性を図りながら検討を行います。

その他学校存続要望関連

No	意見概要
36	小規模特認校制度により、小規模校に入学させた。きめ細かな指導や支援があり、とても良い学校である。学校がなくなるととても悲しく思う。何とか学校を存続させてもらいたい。
37	小規模校の保護者で、統合に賛成する人は少ない。市は保護者や地域の意見を無視して、統合に走っている。統合には反対である。
38	小規模校であるが、歴史が長く、今日までたくさんの有為な人材を輩出してきた。また、小学校の運動会は地域の行事となり、皆の楽しみの一つである。
39	統合には絶対に反対である。子どもを犠牲にするつもりはないが、地域にとって学校はとても大切なものである。
40	パブコメで、統合に賛成するような意見が多数出たとしても、多数決で決めることなく小規模校区地域の意見を重視し、学校の存続をお願いしたい。
41	統合に反対して統合が止められるのならば、絶対に反対する。

その他小規模特認校関連

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
42	小規模特認校制度による入学・転入学の申請を行う際、卒業まで通学すること、が条件だった。学校が統合されたら地元の学校に転校することも可能か。	市教育委員会では、平成25年度に一定の条件の下で、区域外からの通学を許可する小規模特認校制度を導入しました。 今後、具体的な統合を進める際には、個々の児童の意向を聞きながら状況等に応じて、個別に対応を行います。
43	小規模化が進んでいる学校は、今後、児童募集は一切無いような説明であるが、校区外からの児童が増えると、何が課題なのか。	小規模特認校制度は、著しく児童数が減少している学校に対する手立てとしては、複式学級編制の回避・解消が極めて困難であることなどから、長期的・抜本的な小規模化対策としては有効ではないと結論づけています。 また、本市では、学校・家庭・地域が協働した取り組みの実働化を推進しています。このような地域と一体となった取り組みを行うにあたり、校区外からの児童数が、地元の児童数の割合より大きくなりすぎることについては影響が大きくなる懸念があります。
No	意見概要	
44	小規模特認校制度は、大変良い施策案であったが、児童募集をたった2年で停止され、行政から騙された、裏切られたと感じている。	
45	小規模特認校制度の導入は、小規模化対応の帳面消しに過ぎなかったと思う。	

No	意見概要
46	小規模特認校制度の導入後、募集停止の決定の早さに非常に落胆した。継続募集のお願いをしていたが聞き入れてもらえず、市教育委員会には何を言っても同じだと思う。
47	小規模特認校制度による入学・転入学の申請を行う際、卒業まで通学すること、が条件だった。強く約束させられたのに、卒業までに統合するのは納得できない。この学校で卒業させてもらいたい。

その他地域振興策関連

No	意見概要
48	小学校は地域の核であり、学校が統合すると地域活動が弱体化することになる。その対策議論し、行政に取り組んでももらいたい。
49	小学校の小規模化は教育委員会だけの問題ではなく、市として企業や住宅の誘致、農業の振興、賑わいづくりなどを実施すれば、人は増える。周辺地域を救うべきだ。
50	地方創生は、市の中心部だけでなく周辺部を含めた全市を対象に取り組んでももらいたい。

その他

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
51	大規模校のマイナス面には触れずに、小規模校のマイナス面だけを取り上げるのは、市の財政面を考慮してのことではないか。統合ありきでは。	本方針は、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものです。経済的影響を算出することは予定していません。
52	方針案には、費用対効果の面が見えない。複式学級の解消について費用面を考慮していないなら、価値が無いのでは。	
53	本方針案の説明会の後にパブコメを開始するべきでは。小規模校の地元の意見を聞いて、方針案をまとめるべきでは。新聞記事より前に地元へ説明があるべきでは。統合ありきの、小さい地域を切り捨てるやり方だと思う。	統合を実施する際には、別途、具体的な内容について、実施計画を策定し、進めていきます。その策定の際には、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。 なお、新聞記事は、本方針（案）をまとめる過程において、市教育委員会の附属機関である「久留米市立小中学校通学区域審議会」に報告を行った際の内容が、記事に掲載されたものです。対象となる学校の保護者や地域の皆様への説明会の前に、新聞による報道がなされ、ご不安とご心配をおかけしました。深くお詫び申し上げます。

No	意見・質問概要	市教育委員会の考え方
54	小規模特認校制度の児童募集継続を、地域学校協議会で要望し、保護者も署名活動等を行い要望したが、覆せなかった。今回も、勝手に教育委員会が押し進めていくのでは。丁寧に進めてもらいたい。	統合を実施する際には、別途、具体的な内容について、実施計画を策定し、進めていきます。 その策定の際には、保護者や地域住民等と十分な協議・調整等を経て決定します。 ご意見につきましては、具体的な統合を進める際の参考とさせていただきます。
55	中学校も、学校間で生徒数にバラつきがある。小学校だけではなく、中学校についても適正規模について検討が必要だ。	今後、少子化が進む中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」を育むことができる学校教育を保障する観点から、小規模化する学校の課題は、より深刻であるため、まずは、小規模化の対応についての検討を行うものです。
56	久留米市がコンパクトシティを目指して中心地への人口の偏りが顕著になり、児童生徒数も増えている。児童数の増加にも対応できるよう、施設整備についても検討してほしい。	今後、市立小・中学校の適正規模適正配置の検討を行う際の参考とさせていただきます。
57	小学校では、1～2年生は35人学級であるが、3年生以上は40人学級になる。市独自に1学級30人程度以下の基準を設け、少人数学級としてもらいたい。	学級規模（1学級あたりの児童数）に関しては、1年生は法令により35人学級、2年生は加配教員を活用した35人学級の編制となっています。また、本市では、学級規模や学力等を考慮し、課題が見られる小学校に非常勤講師を配置し、少人数授業を実施しています。 今後さらに少人数学級編制がさらに拡大されるよう、福岡県や国に要望等を行っているところです。
No	意見概要	
58	小学校の通学区域と、コミュニティセンターが作成している広報誌のエリア、と学校が作成する通学路のエリアが異なる個所がある。現在、学校に在籍している児童に合わせて線引きの見直しをしてもらいたい。	

久留米市立小学校小規模化対応方針

【修正案】

平成30年9月

久留米市教育委員会

目次

1	策定の趣旨等	1
2	児童生徒数の推移・推計等	2
3	学校の役割等	3
4	小規模校の課題等	5
5	学校規模の考え方	8
6	対応の方策等	9
7	留意事項等	13

1 策定の趣旨等

今後、さらなる少子化が進み、また、地域間で人口分布が大きく偏ることが予想される中で、全国的な傾向として学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれている。そうした中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、小規模化する学校の対応について検討することが必要となっている。

このような中、国においては、近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することに懸念があることから、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「国の手引き」という。）を作成した。国は、手引きの作成にあたり、小・中学校の設置者である各市町村に対して、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことを求めている。とりわけ、複式学級が存在する学校については、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとしている。

久留米市教育委員会においても、小規模校への対応が喫緊の課題であることから、平成24年11月に久留米市立小中学校通学区域審議会（以下「通学区域審議会」という。）に対して、「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」諮問し、平成27年2月に答申（以下「通学区域審議会答申」という。）を受けたところである。通学区域審議会答申では、長期的には市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要であるとしつつも、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきであるとされている。

以上のことから本方針は、国の手引きに照らしながら、通学区域審議会答申を踏まえ、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものとする。

2 児童生徒数の推移・推計等

全国的に少子化が進み、学校の小規模化が進行する中、本市においても、今後さらに学校の小規模化が進むことが想定される。

本市の小・中学校の児童生徒数は、小学校では、昭和57年の約27,400人、中学校では、昭和61年の約13,600人をピークに減少傾向が続いており、現在では、ピーク時の約60%となっている。

また、本市の児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、**児童数1,000人以上の学校がある一方で、30人以下の学校がある**など学校間の児童数の偏りが顕著となっている。現在、複式学級編制※1の学校（以下「複式学級校」という。）は、2校であるが、今後の推計によると、平成36年度には、5校が複式学級校になる見込みである。

○児童生徒数の推移

(平成30年5月1日現在)

区 分	ピーク時	平成30年	平成36年(推計)
	(小) 昭和57年 (中) 昭和61年		
小学校児童数	27,387人	16,133人	16,323人
中学校生徒数	13,599人	7,063人	7,624人

○学級数・学校規模の推移

(平成30年5月1日現在)

区 分	ピーク時	平成30年	平成36年(推計)
	(小) 昭和57年 (中) 昭和61年		
小 学 校	学級数	754学級	574学級
	全1学年1学級の学校数	5校	15校
	複式学級校数	0	2校
中 学 校	学級数	344学級	204学級
	全1学年1学級の学校数	0	0
	複式学級校数	0	0

なお、小学校については、長期的には、平成37年度には児童数16,254人、平成47年度には14,681人(ピーク時の約54%)となることが推計されている。

※1 複式学級の編制基準（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条）

隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では、16人以下で複式学級編制となる。

3 学校の役割等

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、児童生徒に知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことを通じて思考力、判断力、表現力などを育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っている。

国の第2期教育振興基本計画においては、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度や基礎・基本的な知識・技能の習得などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視するとされている。

また、平成32年度から小学校で全面実施される新学習指導要領においては、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成し、質の高い理解を図るために、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善が求められている。

そうした教育を行うためには、子どもたちの学習・生活の場である学校では、一定の児童生徒数が確保されていることや、教職員については経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた体制が構築できることが望ましい。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要とされている。

本市においても、学校・家庭・地域が一体となった「一人ひとり大切にしたい、未来を担う人づくり」を理念に、国の計画や指針等を踏まえながら施策・事業等を推進し、学校教育のさらなる充実を図っているところである。しかしながら、小規模化が進む小学校については、児童数が少なくなっていることに起因する学習面・生活面・学校運営上の課題が生じている。特に複式学級校は、6ページから7ページに述べているように、教育上の課題が極めて大きく、現在複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校は、果たすべき役割を全うできない懸念がある。

未来を担う子どもたちに、より良い教育条件・教育環境を整備することは、教育委員会の基本的な責務であることを念頭に置き、課題の解決に向けて小規模化が進む学校の対応に取り組むものとする。

【参考】

（教育基本法）第5条第2項

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする

（国の手引き）

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

4 小規模校の課題等

学校規模の標準は、集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるといった学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいという考えに立って、法令※2により定められている。具体的には、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされている。なお、近年、少子化が進んでいること等により、全国的には約半数の小学校が、本市でも小学校46校のうち20校の小学校が標準規模を下回っている状況にある。一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあるため、単に12学級を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、課題等を捉える必要がある。

標準規模未満の小規模校については、一般的に次のような長所があると言われている。

- 児童生徒の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個別の指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- 児童生徒相互・教職員と児童生徒の人間関係が深まりやすい。
- 児童生徒が意見や感想を発表できる機会や、様々な活動においてリーダーを務める機会が多くなる。
- 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。
- 異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。

一方で、小規模校については、その下回る程度に応じて生じる課題が異なるが、一般的に「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があると言われている。

すなわち、これらの課題については、学習面、生活面、学校運営の全般にわたって、1学級あたりの児童生徒数が少なくなるほど、影響が色濃く出てくると考えられる。

※2 小・中学校の学級数（「学校教育法施行規則」第41条及び第79条）

小・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない

国の手引きでは、全国的な実態調査を踏まえた小規模校の課題等についてまとめられており、本市においても、とりわけ著しく児童数が減少している小学校については、国の手引きで言われていることと同様に、主に次のような課題が生じると認識している。

【学習面における課題】

- 体育の授業においてチーム競技が実施できない、音楽の合唱・合奏ができないなど、集団での教育活動が制約される。
- 児童会活動、クラブ活動など、児童が主体となる組織的活動が行いづらい。

【生活面における課題】

- 多様な考え方に触れ、自分の考え方を深めていく、などの集団における社会的経験の場が不足しがちになる。
- 小規模な集団で6年間学校生活を送ることから、人間関係が固定しやすい。
- 教員と児童との心理的な距離が近くなりすぎることから、教員への依存心が強まる可能性がある。

【学校運営における課題】

- 教員個人の力量への依存度が高まる傾向にあるため、人事異動により教育活動が過度に左右されたり、学校経営が不安定になる可能性がある。
- 一人の教職員が担う校務分掌が多岐にわたるとともに、経験、年齢、性別などバランスのとれた教職員の配置が難しくなる。

さらに、児童数の著しい減少に伴い、異なる学年の児童が同じ教室で学習する複式学級校にあっては、前記に加え、次のような深刻な課題が生じる。

【複式学級の課題】

複式学級では、1人の教員が、同一教室内でそれぞれの学年の児童に異なる学習内容を指導する授業であるため、一方の学年が指導を受けている（直接指導）間は、もう一方の学年は、自分たちで自主的に学習を進める（間接指導）ことを、交互に繰り返すことになる。

したがって、同学年から構成される単式学級と比べ、直接指導の時間が半分程度に制約されることが最も大きな課題として挙げられる。また、それに付随して、間接指導時には次のような課題が生じる。

- 学習内容が理解できずに、児童の思考が中断することがある。又は学習が早く終わった児童には空白が生じ、教員の指導を待って学習が停滞することがある。
- 学習問題の解決等に行き詰まったとき、教員はもう一方の学年の指導にあたっていて、直接の支援を効果的に行えない場合がある。
- 問題把握や学び合い等の内容を深める重要な学習過程において、直接的に必要な指導や支援を受けられないことがある。
- 教員の直接指導の声や動きが交錯し、自学・自習を行っている児童の集中力等を低下させる。

このように、複式学級にあっては、小規模校の課題がより一層顕著に現れ、直接指導が制約されるという深刻な課題が生じることから、次のような児童の学習達成や育ち合いへの影響が強く懸念される。

- 児童間で切磋琢磨する機会が少なくなるため、意欲や頑張りが引き出されにくい。
- 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- 集団の中で自己主張をしたり、他者の意見等を聞き分ける経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。

加えて、複式学級校においては、教頭又は担任外教員(教務主任等)のいずれかしか置けない学校運営上の課題も生じる中、児童への影響をできる限り低減するために、指導方法の向上・工夫改善等の取組を継続して進めている状況にある。しかしながら、複式学級の課題は、学校の懸命な取組をもってしても、不可避かつ克服できない課題であり、学校の努力による対応では限界があると言わざるをえない。

このようなことから、教育委員会では、義務教育段階における子どもたちの教育の機会均等や、教育水準の確保の観点から、複式学級における教育上の課題について、看過できない重大な課題として認識するものである。

5 学校規模の考え方

本市における小学校の学校規模については、子どもたちの教育を充実する観点からは、全学年でのクラス替えや、学習活動の内容に応じて学級を超えた集団を編成することが可能となり、かつ同学年に複数の教職員を配置できることから、1学年が複数の学級で構成されていることが望ましいと考える。

1学年2学級以上を理想としながらも、現在、複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校における教育課題の重大さを踏まえると、その課題に適切に対応するためには、国の手引きにあるように少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要である。

○教育を充実する観点から「望ましい学校規模」
＝1学年が複数の学級で構成される規模

○教育課題の顕在化等を回避するために「必要となる学校規模」
＝1学年1学級以上(6学級以上)の規模

【参考】

(国の手引き)

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

(通学区域審議会答申)

本市の小学校の学校規模としても、以下のような要件を満たすことが望ましいと考えられる。

○1学級の児童数としては、一人ひとりに教師の目が届き、きめ細かな指導が行いやすく、また、児童同士で学び合い、競い合える人数であること。

○学級間の相互啓発やクラス替えができるよう、1学年が複数の学級で構成されること。

6 対応の方策等

(1) 基本姿勢

児童にとってより良い教育条件・教育環境を整え、義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図ることが、教育委員会の第一義的な責務であることを強く念頭に置き、本市の教育行政上の重要課題の一つである学校の小規模化対応については、重点的に取り組むものとする。

この小規模化対応にあたっては、学校の小規模化に起因する教育課題を十分に踏まえ、「望ましい学校規模」を目指すものとする。加えて、直面している深刻な教育課題の解決に向けて、できる限り速やかに「必要となる学校規模」を確保する観点から、検討の順位や対応の方策等について、次のとおり定める。

(2) 検討の優先順位等

ア 既に複式学級が発生している学校

長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校については、速やかに抜本的な対応の検討に着手する。

イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校

今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校については、順次、対応の検討を行う。また、一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校については、児童数の推計を注視しつつ、小規模特認校制度の導入等の検討を行う。

ウ 望ましい学校規模を下回る学校

全ての学年又は一部の学年において一学級編制となっている、いわゆる標準規模未満の学校については、児童数の推計等を踏まえながら、全市的かつ計画的な対応の検討を行う。

○本市において、最優先の対応が必要と位置付ける小学校
＝既に複式学級が発生し、固定化している小学校

(3) 小規模化対応の方策等

学校の小規模化に対応する方策としては、通学区域の変更、小規模特認校制度の活用、学校の統合が挙げられる。それぞれの方策の特性を踏まえつつ、本市の児童数推計や小学校の配置状況等を十分に考慮し、適切な方策を採用することが肝要となる。

ア 通学区域の変更

小規模校対応の方策としての通学区域の変更とは、小規模校に隣接する学校との通学区域の境界線を変更し、隣接校の通学区域の一部を小規模校に取り込むことによって児童数を増やす方策である。通学区域の変更は、学校を維持しながら小規模校の児童数の増加を図るという特性があるが、一方の学校では児童数が減少することになるため、実施にあたっては将来にわたって小規模校とならないよう、慎重な検討が必要となる。なお、一般的に、学校の小規模化対応の方策として採用するためには、小規模校に隣接する学校が標準規模を上回る大規模校以上(19学級以上)であることが基本的な条件となる。

本市においては、最優先の対応が必要と位置付ける既に複式学級が発生している学校、あるいは今後の推計で複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの学校のいずれにおいても、大規模校に隣接しておらず、今後もその見直しはない。また、現在の通学区域は、過去からの合併や学校の新設、地域の事情などそれぞれの歴史的な経過の中で設定していることから、その見直しは非常に難しいといえる。したがって、基本的な条件等を満たしている環境ではないため、通学区域の変更については、対応方策として採用できない。

イ 小規模特認校制度の活用

小規模特認校制度とは、平成9年に文部科学省が示した通学区域の弾力的運用の一つであり、小規模校における教育上の長所や、自然環境などを活かした特色ある教育活動の情報を広く発信し、それらの教育を受けることを希望する保護者・児童生徒の通学区域外からの入学・転入学を認めることで、学校規模の拡大を図る制度である。

本市においては、平成25年2月の通学区域審議会からの中間答申に基づき、速やかに対応可能な複式学級の回避・解消の方策として本制度を採用し、特に小規模化が進んでいる

3 小学校に対して導入している。平成 25 年度及び 26 年度の計 2 回、この 3 小学校へ入学・転入学する児童の募集を行った結果、1 校で複式学級を回避できたものの、他の 2 校については、複式学級の回避・解消に至らなかった。

教育委員会ではその結果を踏まえて、本制度について検証し、今後の運用について平成 27 年 8 月の教育委員会会議において決定した。

具体的には、本制度の導入により、一定の成果が期待できる「一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校」を適切に選定して制度を導入し、慎重な検討の下に運用を行えば、今後も小規模化対応の一方策として活用できるとした。

一方で、著しく児童数が減少している学校、すなわち、「長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校」又は「今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校」にあっては、小規模特認校制度では複式学級の回避・解消が極めて困難であるだけでなく、校区外の児童数の増加に伴い保護者・地域と連携した学校づくりにも影響を与える懸念があることから、長期的・抜本的な小規模化対応の方策としては有効ではないと結論づけた。

ウ 学校の統合

学校の統合とは、複数の学校・通学区域を統合して一つの学校・通学区域とすることにより学校規模の拡大を図る方策である。この方策は、児童数の増加の展望が開けず、さらなる児童数の減少に伴う複式学級の固定化や拡大により、現状のままでは教育課題の顕在化等が不可避であることが明らかである場合であって、他に有効な複式学級の回避・解消の手立が見当たらないときに、全国の多くの自治体で採られている。

学校の統合には、小規模校が隣接校と統合する 2 校の組み合わせの場合と、隣接し合う 3 以上の小規模校等の組み合わせによる統合の場合とがある。また、統合の方式には、法令上の定義はないが、他市等の事例に照らすと、いわゆる「編入統合」と「新設統合」とがある。ここで、「編入統合」は、統合しようとする学校のうち 1 校を存続させ、それ以外の学校を廃止とする方式であり、「新設統合」は、統合しようとする学校を全て廃止として、新たな学校を新設する方式である。

このような学校の統合については、複数の通学区域を一つの通学区域とし、既存の学校を廃止することになるため、小規模校及び隣接校の児童数の推計や配置状況及び地域の特性

等を踏まえ、統合の組み合わせ及び方式などについて慎重に検討するとともに、十分かつ丁寧な説明等を通して保護者や地域住民の理解を得ることが必須となる。

以上ア～ウで述べたように、各方策の特性や本市における現状等を踏まえ、**小規模化対応の基本的な方策としては、学校の統合とする。**

○小規模化対応の基本方策
＝学校の統合

(4) 統合の検討を進めるための基本的な考え方

小学校は児童の教育のために設置されている公の施設であることから、学校の統合の検討にあたっては、言うまでもなく児童にとってより良い教育条件・教育環境の整備を第一義的に考えるべきである。一方で、国の手引きにもあるように、本市においても、各小学校は、地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っている。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育成する営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるといえる。加えて、子どもの育成のためには、学校の教職員や教育行政のみで対応していくことは困難となっており、保護者及び地域住民との協働による学校づくりが必要となっている。

このようなことから、教育委員会では、本方針の内容等について、説明会の開催などにより保護者や地域住民に周知して理解を得ることに努める。その上で、教育委員会は、統合の組み合わせ及び方式並びに行程・実施時期等の具体案を策定する。具体案については、保護者や地域住民等に提示し、十分な協議・調整等を経て、**決定する。**

なお、統合の検討を行うにあたっては、小規模化対応の優先順位等を踏まえ、まずは複式学級解消のための統合を実施し、次に望ましい学校規模を実現するための統合を行う、という2段階方式での対応も視野に入れるものとする。

7 留意事項等

通学区域審議会の答申、国の手引き及び他市の対応方針等において、学校の統合を行う際には、通学の安全確保や統合後の地域コミュニティへの配慮など、主な留意事項が挙げられている。

学校の統合に際して留意すべき事項については、教育委員会と市長との十分な連携・協力の下に、対象となる保護者や地域住民の意見等を聴取しながら、それぞれの役割と権限に応じて適切に対処することを基本とする。本方針では、基本的な考え方や対応の方向性を示すものとし、具体的な内容については、別途策定を予定している学校統合の実施計画で決定していく。

(1) 主として教育委員会が留意すべき事項

ア 通学の安全確保と支援に関する対応

学校の統合に伴い通学路の変更が生じる場合は、久留米市通学路交通安全対策プログラムに基づき関係機関と連携して当該通学路の安全対策を進める。また、国が定めた通学距離の基準である徒歩4kmを超えるときや、学校の統合前と比べて著しく通学距離が長くなる場合等は、児童の実態や地理的な状況等を踏まえて、スクールバスの運行等の通学支援を検討する。

イ 児童にとっての環境変化への対応

学校の統合は、児童の学習環境や生活環境等が大きく変化することになるため、児童に精神的な負担が生じないように、統合前から継続的に、統合予定校同士の交流を深めるための交流学習や合同行事等を計画的に行うとともに、不安や悩みを把握するアンケートを逐次実施し、スクールカウンセラー等の配置を行うことで個々の児童へのきめ細やかな配慮や支援等を行う。

また統合後も、児童の新たな環境への適応を支援する観点から、アンケートの実施やスクールカウンセラー等の配置を継続するとともに、学習面・生活面において、児童の新たな人間関係を早期に構築させるための工夫や、小規模校の児童が活躍できるような機会の意図的な設定等を行う。

(2) 市関係部局において留意が必要となる事項

ア 地域コミュニティへの配慮

本市においては、小学校区を単位として地域コミュニティが形成されていることから、小学校を統合する際にはコミュニティへの対応や配慮等が必要となる。

イ 地域の拠点機能の継承

学校施設が有している災害時の避難所や地域におけるスポーツ活動の場としての機能の継承については、市の各計画との整合性を図りながら検討を行う。